

平成 18 年度長野市の保育所保育料について

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市では昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しております。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するために最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっています。この運営費は、保護者と公費で負担することとして、保護者が、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を、所得に応じて負担し、残りを平成 15 年度までは、国が 1 / 2、市が 1 / 2 の割合で負担することになっていました。しかし、国の三位一体改革の中、平成 16 年度より公立保育所運営費国庫負担が一般財源化（廃止）されました。

3 これまでの審議経過

平成 17 年度の保育料にあっては、子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、また、長野市、豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の合併に伴う長野地域合併協議会の調整結果を尊重し、現行保育料を据え置くこととなりました。

旧大岡村については、地域合併協議会の中で、旧長野市との格差が大きかったため、平成 17 年度からその差額の 1 / 3 ずつを毎年度引き上げ、平成 19 年度分より格差是正されることになっております。

なお、3 歳未満児及び 3 歳以上児の B 2 階層については、軽減率が他の階層と比較して 80% と高く設定されていること、及び 3 歳未満児の D 10 階層については、高額所得階層でありながら、軽減率が 30.5% と高く設定されており、均衡を欠くと考えられるため今後の検討を要するとあります。

4 保育料改定審議に当たっての視点

(1) 所得税法の改正

保育料は、児童福祉法 56 条 2 項「市町村長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢に応じて定める額を徴収することができる。」とあり、応能負担となっています。そのため、当該年度の保育料は、前年の所得税額等により決定します。

税制改正により、18 年 1 月 1 日以後、所得税定率減税の額が 20% から 10%

に引き下げられておりますので、保育料としては、平成19年度分より影響することになります。

(2) 合併に伴う長野地域合併協議会の調整結果を尊重

19年度分より格差是正

(3) 保育所の幼保一体施設への移行に伴う均衡